

2 9 川 監 公 第 6 号

平成 2 9 年 8 月 1 0 日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、
平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日付け 2 8 川監公第 1 3 号で公表した定期監査及び同日
付 2 8 川監公第 1 4 号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、
川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 花 輪 孝 一

同 山 田 益 男

29川総行革第260号

平成29年6月30日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年12月12日付け28川監報第10号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 28 年度定期監査結果に対する措置状況

1 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号）第 23 条第 1 項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第 25 条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な処理を行うよう指摘事項に係る研修を関係職員が受講し、周知徹底しました。

今後は、適正な手続に努めます。

（総務企画局総務部庶務課、同庁舎管理課、情報管理部行政情報課、同システム管理課、人事部人事課、行政改革マネジメント推進室、危機管理室、財政局資産管理部資産運用課、税務部税制課、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部、同キングスカイフロントマネジメントセンター）

2 物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和 47 年規則第 19 号）第 3 条及び川崎市事務決裁規程（昭和 41 年訓令第 8 号）第 5 条第 1 項によると、定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければ

ならないとされている。しかしながら、一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

(総務企画局危機管理室)

3 その他改善を要するもの

(1) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 物品不用処分の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、一部会計室と協議の上、不用処分の手続を行いました。

なお、一部備品については、不用処分すべき備品ではなかったため、現在も使用しています。

今後は、備品管理の適正な執行に努めます。

(総務企画局総務部庶務課、人事部人事課、財政局財政部財政課、みぞのくち市税事務所納税課)

[指摘の要旨]

イ 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に決定の手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(財政局財政部財政課、収納対策部収納対策課、みぞのくち市税事務所納税課、同こすぎ市税分室)

[指摘の要旨]

ウ 使用者変更の手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な使用者に変更する手続を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(財政局しんゆり市税事務所納税課)

(2) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正に物品交付手続や照合の作業を行うとともに、適正な消耗品の管理について課内会議等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な消耗品管理に努めます。

(総務企画局都市政策部企画調整課、人事部人事課、危機管理室)

(3) 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な任命及び解任手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(財政局財政部財政課、税務部税制課、収納対策部債権管理課、かわさき市

税事務所資産税課、同納税課、みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室)

[指摘の要旨]

イ 任命すべき職員以外の者を金銭出納員に任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、該当する職員の解任手続を行いました。

今後は、適正な任命事務に努めます。

(財政局かわさき市税事務所納税課)